

## 制度設計（法人組織）における主要検討項目

定款事項及びこれに関連する事項のうち、主要な検討課題は以下のとおり。

区 分	主 要 検 討 項 目	左 の 内 容
役員等	1 理事長・学長体制	一体型または別置型の選択
	2 学長選考	学長予備選挙の実施の有無
審議機関等	3 理事会（役員会）	理事会（役員会）設置の有無
	4 経営審議機関・教育研究 審議機関	審議機関の権限（審議結果の効力） の規定  審議事項の規定（両審議機関に共通 する事項の分担を含む）
資本金等	5 財産移管	移管形態（出資・貸付・譲与）の選択
その他	6 外部意見の反映	学外者参画の範囲及び規模

注）上表中の「 」は、定款での規定事項である。（ただし、「理事会（役員会）設置の有無」については、設置する場合にのみ定款に規定することとなる。）

別添に示す「山口県立大学の法人組織(案)」のパターン

区 分	理事長・学長体制	理事会（役員会）
案の1	一 体 型	非 設 置
案の2	一 体 型	設 置
案の3	別 置 型	非 設 置

# 1 理事長・学長体制

## (1) 検討の前提

法人の理事長は原則として大学の学長となる。	一体型
ただし、定款で学長を理事長と別に任命することも可能。	別置型
	法第71条第1項
理事長と別に任命された学長は、法人の副理事長となる。	法第71条第7項

## (2) 検討の視点

区 分	メリット	デメリット
一体型	経営と教学両面の総合的・機動的運営の確保 権限と責任の一体化 迅速な意思決定	権限の集中による独善的な法人経営・大学運営への懸念
別置型	経営専門家等の理事長登用による経営基盤の強化 経営と教学の役割分担による専門性の発揮	理事長と学長の意見が異なる場合の意思決定の遅延 人件費負担の増大

## (3) 先行事例

区 分	設 立 団 体
一体型	秋田県    大阪府    ( 国立大学 )
別置型	岩手県    東京都    長崎県    横浜市    北九州市

地方独立行政法人法

第71条第1項 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

第7項 第5項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第14条第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

## 2 学長選考

### (1) 検討の前提

学長は、法定必置機関である学長選考機関が選考する。 大学の意思の尊重  
法第71条第3項、第5項  
学長選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者により  
構成する。 法第71条第4項  
理事長・学長一体型の場合には、学長選考機関は理事長を実質的に選考する  
ことになる。 法第71条第2項  
学長選考機関における選考方法について法律上の規定はなく、学長予備選挙  
の実施・非実施等については、制度設計の裁量に委ねられている。

#### 《参考》 現行の学長選考方法

学長選挙の結果を参考に、評議会が学長の選考を行う。  
( 評議会は学長選挙の結果どおりに選考を行っているのが実情 )

### (2) 検討の視点

区 分	検 討 の 視 点
理事長・学長 一体型	学長予備選挙は、事実上の理事長予備選挙となる。 法人（経営部門＋教学部門）の最高責任者である理事長を、 学内教員のみで選挙で選出することになる。 学長予備選挙の候補者の選出方法いかんでは、教員以外の者が 理事長となる可能性は極めて低い。
理事長・学長 別置型	学長予備選挙は、法人の副理事長選挙となる。
一体型・別置型 共通	学長選考機関が学長予備選挙の結果を実質的に追認する だけなら、法定必置機関である学長選考機関の権限は形骸化する。 ( 現行の評議会と同様になる )

#### 地方独立行政法人法

第72条第1項 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

第2項 学長を別に任命する大学の学長の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第5項の規定にかかわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。

### 3 理事会（役員会）

#### (1) 検討の前提

理事会について法律上の規定はなく、理事会設置の有無及び理事会を設置する場合の理事会権限等については、制度設計の裁量に委ねられている。

#### (2) 検討の視点

区 分	メリット	デメリット
設 置	理事の合議制による適正な意思決定の担保 理事の適切な責任分担 意思決定の透明性の確保	理事会と「経営審議機関」及び「教育研究審議機関」の役割の不明確化（両審議機関の権限形態化の可能性） 法人の意思決定過程の複雑化
非設置	迅速な意思決定 法定設置機関である「経営審議機関」及び「教育研究審議機関」の役割の明確化	理事長の独善的な法人経営への懸念

#### (3) 先行事例

区 分	設 立 団 体			
設 置	秋田県	大阪府	長崎県	北九州市（国立大学）
非設置	岩手県	東京都	横浜市	

## 4 経営審議機関・教育研究審議機関

### (1) 検討の前提

経営審議機関は、経営に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、理事長・副理事長・その他の者により構成される。 法第77条第1項、第2項  
 教育研究審議機関は、教育研究に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、学長・学部長・その他の者により構成される。 法第77条第3項、第4項

### (2) 検討の視点

両審議機関の権限（審議結果の効力）や具体的な審議事項等について法律上の規定はなく、これらについては、制度設計の裁量に委ねられている。

項目	検討事項及び視点
審議機関の権限 (審議結果の効力) の規定	意思決定機関とするか、単なる諮問機関とするか。 〔理事長または理事会が意思決定をする際に、両審議機関の審議結果をどのように取り扱うか。〕
審議事項の規定	「教員人事に関する事項」の両審議機関における審議分担をどのように設定するか。 〔定員管理や採用・昇任方針等は、予算とも関連することから、経営面の視点から審議を行うことが必要〕
	両審議機関に共通する審議事項の分担の設定 〔教職員の採用選考や昇任承認を行うための「人事委員会」等の中立機関の設置の検討。〕

### (3) 先行事例

設立団体 (は理事会設置)	理事長(理事会)の意思決定の際の両審議機関の審議結果の取扱い	両審議機関での議事の決定方法
秋田県	審議結果を尊重する	出席者の過半数
岩手県	(規定なし)	出席者の過半数
東京都	審議機関の議を経る	(規定なし)
大阪府	(規定なし)	出席者の過半数
長崎県	(規定なし)	出席者の過半数
横浜市	審議機関の議を経る	出席者の過半数
北九州市	(規定なし)	出席者の過半数
国立大学	(規定なし)	(規定なし)

## 5 財産移管

### (1) 検討の前提

公立大学法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。	法第6第1項
公立大学法人に出資できるのは地方公共団体のみ。	法第6第2項
金銭以外の出資財産は時価評価額とする。	法第6第4項
出資する財産(資産)は定款に記載しなくてはならない。	法第8第1項

### (2) 検討の視点

法は、「地方独立行政法人は……財産的基礎を有しなくてはならない」と規定しているのみで、必ずしも所有していなければならないとは規定していない。このため、土地・建物等の移管形態等についての検討が必要である。

項目	検討事項及び視点
移管形態	出資、貸付、譲渡のいずれかの方式の選択 (業務実施に必要な財産的基盤を保有することが原則)

### (3) 先行事例

設立団体	土地	建物	備考
秋田県	貸付	出資	土地は地元の雄和町が貸付け
岩手県	出資	出資	
東京都	出資	出資	返還・建替予定の土地・建物については無償貸付
大阪府	貸付	出資	
長崎県	出資	出資	
横浜市	出資	貸付	
北九州市	出資	出資	
国立大学	出資	出資	

## 6 外部意見の反映

### (1) 検討の前提

役員等への学外者の参画について、法律上の規定はない。

### (2) 検討の視点

業務運営の効率化（特に経営面）や大学運営の活性化をさらに向上させるため、理事、「経営審議機関」及び「教育研究審議機関」等の構成員に学外者の参画を検討する。

項目	検討事項
学外者の参画範囲	理事、経営審議機関、教育研究審議機関、学長選考機関の構成員の一部への学外者参画の検討
学外者の人数	理事 総数の1/2 経営審議機関 総数の1/2以上 教育研究審議機関 総数の1/10以上 学長選考機関 2人以上 （経営審議機関と教育研究審議機関の構成員の中から各1名以上）

### (3) 先行事例

定款に規定されている「学外者」の人数等 ( )は学外者を含む総人数

設立団体	理事	経営審議機関	教育研究審議機関	学長選考機関
秋田県				
岩手県	含む (8人以内)	1/2以上 (12人以内)	含む (18人以内)	含む (6人)
東京都		3人以内 (規定なし)		
大阪府	1/2以上 (5人以内)	1/2以上 (10人以内)	2人 (25人以内)	1/2 (6人)
長崎県	含む (2人以内)	4人 (規定なし)		
横浜市	含む (10人以内)		含む (規定なし)	2人 (6人)
北九州市	含む (5人以内)	5人以上 (15人以内)	含む (20人以内)	
国立大学		1/2以上 (規定なし)		